

## II 用語の説明と利用上の注意

### 1 用語の説明

|                |   |
|----------------|---|
| 海面漁業           | 海面において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。  |
| 漁業経営体          | 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。<br>ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。   |
| 経営組織           | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。  |
| 個人経営体          | 個人で漁業を自営する経営体をいう。   |
| 団体経営体          | 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。  |
| 会社             | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。   |
| 漁業協同組合         | 水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。  |
| 漁業生産組合<br>共同経営 | 水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。<br>二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。   |
| その他            | 上記以外のものをいう。   |
| 経営体階層          | 漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。<br>(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。<br>大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。<br>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。<br>上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。 |

|          |   |
|----------|---|
| 漁業層      |   |
| 沿岸漁業層    | 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。  |
| 中小漁業層    | 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。  |
| 大規模漁業層   | 動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。  |
| 漁業種類     | 漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。   |
| 主とする漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。  |
| 営んだ漁業種類  | 漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。   |
| 漁船       | 過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。<br>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。<br>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。   |
| 無動力漁船    | 推進機関を付けない漁船をいう。   |
| 船外機付漁船   | 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。   |
| 動力漁船     | 推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）についても動力漁船とした。  |
| 漁業の海上作業  | ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。<br>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。<br>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。<br>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。<br>オ 養殖業では、次の作業をいう。 |

- (ア) 海上養殖施設での養殖
  - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
  - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
  - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
  - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)でのすべての作業
  - b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除
  - c 池及び水槽の見回り
  - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
  - e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。

- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備(停泊中の漁船上で行った場合も含む。)
- イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業
- ウ 出港・入港(帰港)時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業  
ただし、同一構内(屋敷内)に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは、漁業の陸上作業とはしない。
- ケ 自家漁業の管理運營業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理)

個人経営体の専兼業  
分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

|          |   |
|----------|---|
| 第2種兼業    | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。   |
| 基幹的漁業従事者 | 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。   |
| 自営漁業の後継者 | 満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。  |
| 漁業就業者    | 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。   |
| 新規就業者    | 過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。<br>なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。 |
| 漁業地区     | 市区町村の区域内において、共通の漁業条件および共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいい、福井県内では、福井、越廼、敦賀、小浜、北潟、三国、河野、越前、美浜、日向、高浜、大島、三方の13の漁業地区を設定して調査を行っている。                                      |

## 2 利用上の注意

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」は、調査は行ったが事実のないもの、または単位に満たないもの。

「△」は、負数または減少したもの。

「X」は、個人、法人またはその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、数値を公表しないもの。

「…」は、調査を行っていないもの。